

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成21年5月27日
国立大学法人 愛媛大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、実施計画を定め平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、実施計画を定め可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務等の契約については、環境配慮契約の方法に準じた方法で実施した。

なお、電気の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）については、次年度以降の導入へ向け検討した。

電気の調達契約（19.4.1～24.3.31）

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための本学における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針等に基づき設置された「国立大学法人 愛媛大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を活用することとした。

平成21年3月17日に環境省主催で松山にて開催された、「環境配慮契約法基本方針」全国説明会を受講し、内容を本学環境マネジメント委員会の環境会計専門部会に報告し、学内に周知を図った。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、文部科学省より平成20年3月31日付け通知「設計業務における環境配慮型プロポーザル方

式の実施等について」があり、平成20年度から業務の発注については、環境配慮型プロポーザル方式で実施した。

E S C O事業については、教育研究施設の耐震改修と併せて、省エネを含めた機能改修を計画的に進めているが、小規模（部分的）な省エネ対策等には、E S C O事業に適さないため、今後、エネルギー供給システム等の大規模な更新等が計画された場合には、E S C O事業で行う予定である。